

## 海洋・港湾構造物維持管理士の資格更新制度【2024年度版】

### 【CPD単位認定要領】

- 本資格は原則5年毎に更新が必要で、下表の「Ⅰ継続学習」、「Ⅱ業務実績」、「Ⅲ更新研修」に係る認定単位の合計が250単位以上あることを資格更新の条件とする。  
なお、対象とする認定単位は、交付日以降に取得されたものとする。
- 本資格取得技術者の能力向上と本資格の趣旨から、「Ⅰ継続学習」及び「Ⅱ業務実績(特に海洋・港湾構造物に関する業務実績)」により資格の更新に必要な認定単位を取得することが望ましい。

### 【資格更新スケジュール】

- 資格更新申請期間: 2024年9月30日(月)～12月20日(金)

### 【更新対象者】

- 今年度の更新対象者は以下のとおりである。
- (A) 2025年3月31日まで有効の方(交付が2020年4月1日)
  - (B) 2025年3月31日まで有効の方(交付が2021年4月1日)
  - (C) 2024年3月31日まで有効の方(交付が2019年4月1日)
- (A)～(C)に必要な認定単位数が異なるため、下記要領表を確認すること。

海外勤務、長期海外出張、育児休業(産前産後休業を含む。)等のため資格更新の申請ができない方は、当センターへご相談ください。

### 【 CPD単位認定要領表 】

認定項目	認定単位	更新対象者別の最大認定単位			備考	
		(A) 交付2020.4.1 2025.3.31まで有効	(B) 交付2021.4.1 2025.3.31まで有効	(C) 交付2019.4.1 2024.3.31まで有効		
Ⅰ 継続 学 習	a. 建設系CPD協議会加盟団体が認定したCPDプログラムへの参加 建設系CPD協議会加盟団体はCPD単位を相互承認しているため、 いずれか一団体のCPDプログラムに登録し継続学習の証明を得ること。 ○公益社団法人 土木学会 ○公益社団法人 日本技術士会 ○一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会 ○一般社団法人 建設コンサルタンツ協会 ○公益社団法人 日本コンクリート工学会 等 最新の情報およびこの他の加盟団体については、建設系CPD協議会ホームページを参照のこと。 <a href="https://www.cpd-ccesa.org/">https://www.cpd-ccesa.org/</a>	①継続学習単位 ・いずれか一団体が証明するCPD単位	・最大 200単位	・最大 160単位	・最大 240単位	・団体が発行するCPD記録(証明書)(「様式Ⅰ-a」と呼ぶ)を提出すること。 ・証明期間に交付日以前が含まれないか、予め確認すること。 ・土木学会、建設コンサルタンツ協会などでは、会員外でもCPD記録の登録、 確認等のサービスを受けられるので、これらを利用すること。
	c. 海洋・港湾構造物維持管理士向けCPDプログラムへの参加 ・当センターまたは海洋・港湾構造物維持管理士会(共催を含む)が、海洋・港湾構造物維持管理士資格制度 講習・研修小委員会の指導の下で、本資格者向けに行うCPDプログラムに限る。 ・専門性を鑑みて本資格の更新に限り、土木学会認定CPD単位(講演会等主催者が提示)の3倍(重みW=3.0)の単位を付与する。	①継続学習単位 = Σ重みW*土木学会認定CPD単位 ・本資格更新に限り、重みW=3.0				・(様式Ⅰ-c)海洋・港湾構造物維持管理士向け継続学習記録を提出すること。 ・「様式Ⅰ-a」で申請済みのプログラムは、重みW=1.0で申請しているため、 残りの重みW=2.0を「様式Ⅰ-c」で申請できる。 ・事務局の記録と照合するので「様式Ⅰ-c」についての審査費用は不要である。
Ⅱ 業 務 実 績	a. 海洋・港湾構造物に関する以下の業務実績(重みW=1.0) ・調査、計画、設計、施工に関する業務(研究・開発を含む)及び、これらの監理・監督業務(発注者としての 監理・監督業務を含む) (注) 海洋・港湾構造物とは港湾の施設の技術上の基準、海岸保全施設の技術上の基準に基づき設計される 構造物、これらと同等の漁港構造物、及びこれら以外の海洋構造物でその形式・材料等がこれらの 構造物に類似するものである。	②業務実績単位 = Σ重みW*従事期間(月)*5単 位 ・従事業務は同時期の重複をカウントし ない ・従事期間1ヶ月で5単位とする(6日で1 単位)	・最大 200単位	・最大 160単位	・最大 240単位	・(様式Ⅱ)業務経歴書を提出すること。 ・申請時に継続中の契約業務は終了していなくても申請することができる。ただ し、申請時の年度を越えることは出来ない。 ・審査のため、提出された業務経歴書について、電話等での質問や、追加の資 料(契約書類、施工計画書、業務報告書、研究論文のコピーなど)の提出を求 めることがある。
	b. 一般土木構造物に関する以下の業務実績(重みW=0.5) ・調査、計画、設計、施工に関する業務(研究・開発を含む)及び、これらの監理・監督業務(発注者としての 監理・監督業務を含む) (注) 一般土木構造物とはaに含まれる構造物を除き、土木の技術基準類に基づき設計される構造物である。					
Ⅲ 更 新 研 修	海洋・港湾構造物維持管理士としての活動(業務実績、自己学習等)について ・事前にレポート(4,000字程度)を提出する。 ・提出したレポートについて更新研修会にて発表・討議または、個別面談にて報告・質疑応答をする。 ・レポートおよび上記の内容を総合評価して、更新研修単位を認定する。	③更新研修単位 ・レポートと研修を併せて50単位とする ・3回目以降更新者に限り、2課題に対してレポート提出と発表を行う場合、100単位を付与する ・詳細は後日ホームページにてお知らせする「資格更新研修のご案内」を参照すること。				・更新研修受講料として11,000円を徴収する。 ・更新研修は更新申請年度に受講することができる。
必要認定単位数		①、②、③の合計	250単位以上	200単位以上	300単位以上	・更新手数料として11,000円を徴収する(「Ⅲ」と別途)

### 【注意事項】

- 虚偽の記載が判明した場合は、資格を剥奪するとともに再取得を認めない。
- 更新申請は、上記申請期間以降も2025年3月31日までは受け付けるが、資格者証の送付が4月以降になる可能性がある。
- 建設系CPD協議会参加団体以外の団体でのCPDプログラムで申請を希望する方は、当センターの「試験資格登録室」に事前に相談すること。建設系CPD協議会参加団体のCPDプログラムと同等と認めれば、申請を許諾する。
- 「Ⅰ継続学習」と「Ⅱ業務実績」に、同一の業務経験を重複して登録することはできない。
- (C)の方は、更新後に発行する資格者証が2029年3月31日まで有効となり、次回資格更新に必要な認定単位は200単位以上となる。